

# 自主防災組織防災計画

## 1 目的

この計画は、**自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。**

## 2 計画事項

この計画に定める事項は、**自主防災組織規約第10条に定める事項**とする。

### (1) 自主防災組織の編成及び任務分担

地震等発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別紙のとおり防災組織を編成する。

### (2) 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、研修会、講習会等を開催し、防災知識の普及・啓発を行う。

### (3) 地域の災害危険箇所等の把握

災害予防に資するため、危険箇所、防災施設、災害履歴など地域固有の情報把握する。

### (4) 防災訓練

地震等発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるよう年に1回以上防災訓練を実施する。

### (5) 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

- ① 会員は、町内において災害が発生した場合、あるいは発生する恐れのある場合は情報班に連絡する。
- ② 情報班員は、それらの情報について、会長へ報告するとともに、会長の指示に従い、情報班に連絡する。
- ③ 会長は、会員から寄せられる情報に基づき、必要と認める場合は市の指定避難所へ避難するよう指示し、情報班員を通じて市の担当課へ連絡する。

## 3 避難

### (1) 避難誘導の指示

むつ市長から避難指示等が出されたとき又は、自主防災組織会長が必要と認めたときは、自主防災組織会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

### (2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の指示に基づき、地域住民を市防災計画に定められた避難場所である（）に誘導する。

### (3) 避難所における心構え

避難所では、市の指示に従うとともに、率先して避難所の清掃等に協力する。

#### 4 初期消火

地震等発生時においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であることから、地域内に火災が発生した場合は迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようとする。

#### 5 救出・救護

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。ただし、救出にあたっては、二次災害に十分注意し、無理のない範囲で行い、防災組織での救出が困難な場合は、速やかに消防署などの防災関係機関の出動を要請する。

#### 6 要配慮者対策

##### (1) 要配慮者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため要配慮者台帳・マップ等を作成し、むつ市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政連絡員、訪問介護員、ボランティア等と連絡を取り合って定期的に更新する。

##### (2) 要配慮者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

要配慮者に対する円滑な避難誘導や、効果的な救出・救護活動等についてあらかじめ検討し、訓練等に反映させる。

#### 7 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。